

議案第 1 6 3 号

議決事項の一部変更について（特定事業契約（大宮区役所新庁舎整備事業））

平成 2 8 年 6 月（5 月繰上げ）議会において議決を得た大宮区役所新庁舎整備事業の特定事業契約について（議案第 9 8 号）、下記のとおり変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「1 9, 7 6 5, 0 4 2, 1 1 4 円」を「2 0, 2 3 9, 5 2 2, 8 4 9 円」に変更し、事業契約約款に定める方法の一部を別紙のとおり変更する。

(別紙)

特定事業契約（大宮区役所新庁舎整備事業）の事業契約約款に定める方法の一部の変更

変更後	変更前																																
別紙４ サービス購入料の改定方法（第 8 1 条関係） （１）物価変動に基づく改定 （略） イ 施設供用開始後（維持管理・運営 期間）の改定 （略） （イ）改定に用いる指標 ・ サービス購入料構成費用毎に、 次表の＜指標＞に示す適切な指標 に基づき改定を行う。 ＜指標＞	別紙４ サービス購入料の改定方法（第 8 1 条関係） （１）物価変動に基づく改定 （略） イ 施設供用開始後（維持管理・運営 期間）の改定 （略） （イ）改定に用いる指標 ・ サービス購入料構成費用毎に、 次表の＜指標＞に示す適切な指標 に基づき改定を行う。 ＜指標＞																																
<table><tr><th></th><th>構成 費用</th><th>使用する 指標</th><th>計算 方法</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>サービ ス購入 料 5</td><td>（略）</td><td>「<u>地域別最 低賃金</u>」埼 玉県／最低 賃金時間額 【円】（厚 生労働省）</td><td>改定率 ②</td></tr><tr><td>サービ</td><td>（略）</td><td>「<u>地域別最</u></td><td>改定率</td></tr></table>		構成 費用	使用する 指標	計算 方法	（略）	（略）	（略）	（略）	サービ ス購入 料 5	（略）	「 <u>地域別最 低賃金</u> 」埼 玉県／最低 賃金時間額 【円】（厚 生労働省）	改定率 ②	サービ	（略）	「 <u>地域別最</u>	改定率	<table><tr><th></th><th>構成 費用</th><th>使用する 指標</th><th>計算 方法</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>サービ ス購入 料 5</td><td>（略）</td><td>「<u>毎月勤労 統計調査</u>」 <u>実質賃金指 数／事業規 模 5 人以上 ／調査産業 計／現金給 与総額</u>（厚 生労働省）</td><td>改定率 ②</td></tr><tr><td>サービ</td><td>（略）</td><td>「<u>毎月勤労</u></td><td>改定率</td></tr></table>		構成 費用	使用する 指標	計算 方法	（略）	（略）	（略）	（略）	サービ ス購入 料 5	（略）	「 <u>毎月勤労 統計調査</u> 」 <u>実質賃金指 数／事業規 模 5 人以上 ／調査産業 計／現金給 与総額</u> （厚 生労働省）	改定率 ②	サービ	（略）	「 <u>毎月勤労</u>	改定率
	構成 費用	使用する 指標	計算 方法																														
（略）	（略）	（略）	（略）																														
サービ ス購入 料 5	（略）	「 <u>地域別最 低賃金</u> 」埼 玉県／最低 賃金時間額 【円】（厚 生労働省）	改定率 ②																														
サービ	（略）	「 <u>地域別最</u>	改定率																														
	構成 費用	使用する 指標	計算 方法																														
（略）	（略）	（略）	（略）																														
サービ ス購入 料 5	（略）	「 <u>毎月勤労 統計調査</u> 」 <u>実質賃金指 数／事業規 模 5 人以上 ／調査産業 計／現金給 与総額</u> （厚 生労働省）	改定率 ②																														
サービ	（略）	「 <u>毎月勤労</u>	改定率																														

ス購入 料 6		低賃金」埼玉 県／最低 賃金時間額 【円】（厚 生労働省）	②
------------	--	---	---

- 改定の指標は、以下のとおりとする。

(a) 「企業向けサービス価格指数」
建物サービス（日銀調査統計局）
及び「企業向けサービス価格指数」
警備（日銀調査統計局）につ
いては、毎年 10 月 1 日時点で確認
できる直近 1 年度間の指標の平均
を基にする。

(b) 「地域別最低賃金」埼玉県につ
いては、毎年 10 月 1 日時点で公
表されている前年度の指標を基に
する。ただし、「地域別最低賃金」
の指標を用いて行う初回の改定
については、令和 6 年度の指標を
基にする。

- 改定方法については、上記 (a)(b) の
指標を前回改定時の指標で除した
商を改定率とし、各サービス購入
料を構成する業務費用毎に前回改
定後の支払額を基準に改定率を乗

ス購入 料 6		統計調査」 実質賃金指 数／事業規 模 5 人以上 ／調査産業 計／現金給 与総額（厚 生労働省）	②
------------	--	--	---

- 改定の指標は、毎年 10 月 1 日時
点で確認できる直近 1 年間の指標
の平均を基にし、次表の＜改定率
及び計算方法＞に示すとおり、各
サービス購入料を構成する業務費
用毎に前回改定後の支払額を基準
に改定率を乗じ、翌年度 4 月 1 日
以降の業務履行に対するサービス
購入料に反映させる。

じ、翌年度４月１日以降の業務履行に対するサービス購入料に反映させる。

- ・ 上記(a)の指標は年度平均により算出したものを比較することとし、(b)の指標は年度の最低賃金時間額【円】を比較することとする。
- ・ 前回改定時の指標に対して、今回改定時の指標が３％以上変動した場合に改定を行う。
- ・ 改定後のサービス購入料の円未満の部分は、令和２年覚書別紙 ３)のとおりとする。
- ・ 「サービス購入料５」及び「サービス購入料６」の「地域別最低賃金」の指標を用いて行う初回の改定時に使用する前回改定時の指標は、令和５年度の「地域別最低賃金」埼玉県／最低賃金時間額【円】とする。

< 改定率及び計算方法 >

改定率①の場合 $AP_t = AP_0 \times (SPPI_{s-1} / SPPI_0)$

改定率②の場合 $AP_t = AP_0 \times (MW_{s-1} / MW_0)$

t : 改定年度

s : 改定に係る算定年度（改

各指標はいずれも年度平均により算出したものを比較することとする。

- ・ 前回改定時の指標に対して、今回改定時の指標が３％以上変動した場合に改定を行う。
- ・ 改定後のサービス購入料の円未満の部分は切り捨てるものとする。
- ・ 事業契約の締結以降、サービス購入料を改定していない費用については、事業契約締結日の属する年度の１０月１日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

< 改定率及び計算方法 >

改定率①の場合 $AP_t = AP_0 \times (CSPI_{t-1} / CSPI_0)$

改定率②の場合 $AP_t = AP_0 \times (RWI_{t-1} / RWI_0)$

t : 改定年度

定年度の前年度)

0 : 前回改定年度

AP_t : 改定後の A 業務のサービス購入料

AP_0 : 前回改定後の A 業務のサービス購入料

$\underline{SPPI}_{s-1}$: 算定年度の前年度の企業向けサービス価格指数 (1 年度間の平均)

$\underline{SPPI}_0$: 前回改定時の基礎となった企業向けサービス価格指数 (1 年度間の平均)

$\underline{MW}_{s-1}$: 算定年度の前年度の地域別最低賃金 (埼玉県) (ただし、「地域別最低賃金」の指標を用いて行う初回の改定時は、令和 6 年度の地域別最低賃金 (埼玉県))

$\underline{MW}_0$: 前回改定時の基礎となった地域別最低賃金 (埼玉県) (ただし、「地域別最低賃金」の指標を用いて行う初回の改定時は、令和 5 年度の地域別最低賃金 (埼玉県))

0 : 前回改定年度

AP_t : 改定後の A 業務のサービス購入料

AP_0 : 前回改定後の A 業務のサービス購入料

$\underline{CSPI}_{t-1}$: 改定時前年度の企業向けサービス価格指数 (直近1 年間の平均)

$\underline{CSPI}_0$: 前回改定時の基礎となった企業向けサービス価格指数 (直近1 年間の平均)

$\underline{RWI}_{t-1}$: 改定時前年度の実質賃金指数 (直近1 年間の平均)

$\underline{RWI}_0$: 前回改定時の基礎となった実質賃金指数 (直近1 年間の平均)

(2) 金利変動に基づく改定

(略)

イ 基準金利確定日以降の金利変動に基づく改定

(略)

基準金利見直し時における基準金利は、令和11年(2029年)4月1日の2営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてJPTSRTOA≡RFTBに掲示されているTONAベース10年物(円-円)の金利スワップレートとし、改定手続きは、「ア 基準金利確定日における改定」と同様とする。

(2) 金利変動に基づく改定

(略)

イ 基準金利確定日以降の金利変動に基づく改定

(略)

基準金利見直し時における基準金利は、平成41年4月1日の2営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてテレレート17143ページに掲示されている6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)の金利スワップレートとし、改定手続きは、「ア 基準金利確定日における改定」と同様とする。